

取扱い説明書

No. 1289007E

安全に作業するためにお読みください

腐食性混合ガス用 微圧調整器

WCR-1SL

▲重要	
本取扱い説明書をよく読み、理解してから操作してください。	
本取扱い説明書に従わない不適切な操作や整備は重大な事故につながる危険性があります。	
本取扱い説明書に従わない不適切な操作による事故については保証できません。	
本取扱い説明書は常に製品のそばに置いて、いつでも利用できるようにしてください。	

(下) ヤマト産業株式会社

〒544-0004 大阪市生野区巽北4丁目11番17号
TEL (06) 6751-1151 FAX (06) 6752-0577

1. はじめに

このたびは、圧力調整器をお求め頂き、誠に有り難うございます。

本取扱説明書は、圧力調整器を正しく安全に使用して頂くためのもので、記載事項を十分読まれ、今後とも長くご愛用賜りますようお願い申し上げます。

当製品をご使用していただく前に必ず本取扱説明書を読み、十分ご理解された上でご使用くださいますようお願い申し上げます。

本取扱説明書に従わなかった場合、重大な事故に結びつくことがありますのでご注意ください。

この取扱説明書では、製品を正しくお使いいただき、あなたさまや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、各種表示をしています。

その表示と意味は次のようにになっています。

▲ 危険: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定される内容です。

▲ 警告: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、死亡または重傷を負う可能性が想定される内容です。

▲ 注意: この表示を無視して、誤った取扱いをすると、重傷を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容です。

▲ 重要: 当製品を取り扱う上で、法的規則等の当然守るべき基本的な事項に用いております。

▲警告

安全のため機器を使用する時は、いつも本取扱説明書に書かれている安全および操作手順を行ってください。

これらの手順を守れば火災、爆発、大きな損害および使用者のけがは防げます。

どの様な時でも使用中の機器が正常に作動しない時、または使用困難な時は直ちに使用を停止してください。問題が解決されるまで使用しないでください。

2. 各部の構成及び名称 (参考例)



3. 仕様

型式	WCR-1SL
使用ガス	NH ₃ , H ₂ S, CL ₂ , SO ₂ , 腐食性混合ガス
一次側使用圧力 (MPa)	1~15
二次側使用圧力 (MPa)	0.01~0.1
最大流量 L/min(標準状態)	30

※1 取り付ける圧力計により最高使用圧力が異なります。(下表参照)
ただし、各機器の使用圧力を超えたご使用はできません。

ご不明の場合は、当社または当社サービス店にご連絡ください。

※2 流量は N₂値です。

■一次側圧力計

圧力計レンジ	最高使用圧力
4.0	2.0
2.5	1.5
1.6	1.0
1.0	0.6
0.6	0.3
0.25	0.1
0.1	0.06

■二次側圧力計

圧力計レンジ	最高使用圧力
0.25	0.1
0.1	0.06

4. 安全に使用していただくために

▲警告

※毒性、粘性、腐食性が強いものが多いので取扱いはガスの物性、圧力調整器をよく理解している方のみが行ってください。

※容器、配管、各種機器はよく管理された（環境、保管、使用等）状態で使用ください。また、ガス洩れ検知設備、漏洩等の排気、除外をあらかじめ検討してください。

※当製品は、要部 SUS 製品の為、腐食性雰囲気になる場所ではご使用になれません。

▲危険

当製品を用いて行う作業において、人身事故や火災等の危険を減少するための安全予防処置として以下の事柄を遵守してください。

(1) 作業場所の換気

作業場所は良好な換気を行ってください。通風換気の悪い場所でのガス放出は酸素不足になり酸欠の可能性があります。また、火気のある場所に可燃性ガスや大気中に毒性ガスを放出しないでください。

(2) 損傷機器の使用禁止

損傷及びガス洩れの疑いがある機器を使用しないでください。

(3) ガスの選定

当製品は、再液化するガス、フッ素ガスには使用できません。

腐食性ガスや材料ガス、分析用ガスの中には当製品に適さないものがあります。ガスによっては使用の制限があるため選定にあたっては、弊社までご確認ください。

圧力調整器は、必ず1種類のガス専用とし他のガスとの共通使用はしないでください。

(4) 使用ガスについて

①ヘリウム、水素ガス及び温度降下するガス（炭酸ガス等）にはそれぞれ専用の圧力調整器（構造が異なる）が用意されています。故障や事故が発生することがありますので他のガス用の転用は避けてください。

②CO₂, N₂O, C₂H₄, CH₄等の温度降下するガスは1L/min(標準状態)以上放出すると弁部が凍結し危険です。1L/min(標準状態)以上で使用される場合は、ガスの種類に応じた対応が必要です。

(5) 機器への油及びグリスの禁止

当製品には、潤滑油は不要です。（圧力調整ハンドルネジ部を除く。）油やグリスは高い濃度の酸素ガスがある場合は、燃えやすくなり着火や火災の危険があります。

また、圧力調整ハンドルネジ部のグリスは、上記のように酸素ガスに反応し着火や火災の危険があるので、ガスの接する部分や手、衣類等に付いた状態で機器を使用しないでください。

(6) 推奨圧力での使用

当製品は、使用圧力範囲内で使用してください。使用圧力以外の圧力での使用は、当製品及びこれに接続する機器の損傷あるいは当製品の性能の劣化につながります。

設定のものは、ロックナット、シール等をはずして圧力設定を変えないでください。

(7) 接続部気密の確認

接続部から洩れがあつてはいけません。またネジ部やホース等の接続部に大きな力を加えてはいけません。気密の確認には不活性ガス（高純度N₂ガス等）を加圧し、検知液（スヌーピー等）を用いてください。

(8) 機器の取扱上の注意

機器は慎重に取り扱い、強い衝撃を与えないでください。

⑨ 人体または衣服へ酸素ガスを吹き付けないこと

純度の高い酸素は、燃焼を助け発火しやすくなります。

(10) 圧力調整器等の設置場所について

圧力調整器などの機器は、雨水のかからない場所に設置してください。

又、検知液などで洩れ検査をする場所でも検知液が機器内部に入らないようご注意ください。

圧力調整器などの機器内部に、水が入ると機器が錆び、低温になると凍結し、正常に機能しなくなることがあります。

(11) 安全弁の設置

圧力調整器の故障等による二次側圧力の上昇から機器及び配管を保護するため二次側配管に安全弁を設置してください。

(12) 容器の取扱い

①容器の取扱いに関しては、高圧ガス保安法を遵守し、正しく管理してください。

②容器が転倒すると、人身事故を負うことがあります。

③容器は、専用の容器立てやチェーンで固定してください。容器は必ず垂直に固定し、横倒しの状態で使用しないでください。

④容器は、その内部圧力が温度によって変化します。容器が、直射日光に当る場所や、熱源のそばに置かれていると、内部圧力が上昇し、容器自体の安全弁が作動することができます。容器の保管および設置場所は、温度が40°C以上になる場所を避けください。

⑤容器バルブの圧力調整器取付け部分の油分、グリス、水分、塵、泥や砂等の付着物は、ご使用の前に必ず取り除き、充分清掃してください。

⑥容器バルブを開くときは、圧力調整器の正面（圧力計の正面）に立たないでください。また、容器バルブはゆっくりと少しずつ開き、圧力調整器内にガスが完全に入ってから全開状態としてください。

⑦容器を使用しないときは、必ず、圧力調整器を取り外し、付属の容器保護キャップを取り付けて保管してください。

⑧容器を移動させるときは、圧力調整器を取り外してください。

(13) 出流れ（二次側圧力の異常上昇）の注意

圧力調整器を容器や配管に取付ける際は、内部のゴミを除去してください。除去されないと取り付けされると、圧力調整器の弁部が故障し出流れ発生の原因になります。

足ネジ、圧力計を取り外した場合も異物が弁部に侵入し出流れ発生の原因になりますので絶対に行わないでください。

(14) 圧力調整器の取り付けについて（装置用）

圧力調整器を「IN」「OUT」を間違えないように取り付けてください。

また、圧力調整器の上流側にラインフィルターを取り付けてください。

(15) 容器弁・入口弁を開く際の注意

①容器弁・入口弁を開く前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを左回転させ、充分にゆるんでいることを確認してください。

②容器弁・入口弁を開く時は、圧力調整器（圧力計）の正面に立たないでください。

③容器弁・入口弁を開く時は、圧力調整器の指針が徐々に上がるよう静かに開いてください。

④圧力調整ハンドルを押し込んだまま容器弁・入口弁を開くと圧力調整器の二次側に高圧のガスが入り、圧力調整器や二次側の機器が破損する可能性があります。

(16) 圧力調整の際の注意

圧力調整器の圧力調整ハンドルは、二次側最高使用圧力最高使用圧力以上、回さない（押し込まない）でください。また、一次側圧力が0 MPaの状態で圧力調整ハンドルの操作はしないでください。

(17) 使用前の点検について

使用になる前には、必ず不活性ガス（高純度N₂ガス等）にて洩れ、出流れ、作動状態を点検してください。

(18) 出入口継手の取り付け上の注意

出入口継手を取り付ける場合、本体とカバーを直接バイス等にはさみますとカバー部からガス洩れが発生しますので絶対にしないでください。

(19) バイプレーション（ハンチング）について

①圧力調整器内部の部品が何らかの原因で振動し、圧力計の指針が激しく振れ、異音が発生する現象です。バイプレーションは出口側バルブを急激に開くと発生しやすくなります。また、ヘリウム・水素などの軽いガスは、発生しやすい性質があります。構造的にバイプレーションを完全に防止することは、困難です。バイプレーションが発生した場合は、早急にガスの供給を停止し、二次側圧力の再設定を行い、出口側バルブを徐々に開いてバイプレーションが発生しない状態でガスを流してください。それでも発生する場合は、圧力調整器の使用を中止し、当社にご相談ください。

(20) バイプレーションの要因と対応策

バイプレーション発生要因	対応策

<tbl_r cells="2

5. 取り付け

▲警告

※容器は必ず垂直に立てて使用してください。
※容器を移動させるときは容器にキャップを取り付けてください。
※容器を移動させるなど動かすときは、必ず圧力調整器を外してから動かしてください。圧力調整器をつけたままで移動させないでください。もしも転倒などで強い衝撃を受けた場合、圧力調整器が破損し、高圧ガスが吹き出る可能性があります。
※容器は、直射日光等により温度が40°C以上にならないように設置してください。
※圧力調整は、必ず、圧力調整器で行い、バルブで調整しないでください。
※圧力調整器に衝撃を与えないように、大切に扱ってください。
※容器、継手のネジが変形して、圧力調整器が取り付けにくい時は、無理に取り付けてください無理な取り付けは、容器、継手及び圧力調整器のネジを傷つけ重大な人身事故が起こります。
※油及びグリスを使用しないでください。使用すると爆発、着火や火災の危険性があります。
※圧力調整器と継手及び配管の接続は、ガス洩れのないように確実に締め付けてください。
※不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージを充分行ってください。
半導体用ガスの中には、圧力調整器内部の水分、酸素と反応して腐食が急速に進行する性質のものがあります。

操作は必ず次の手順に従って行ってください。

- 手順に従わない場合は重大な人身事故が起こることがあります。
- (1) 容器がしっかりと固定されていることを確認してください。
 - (2) 圧力調整器を取り付ける前に、取付け部の異物を除去してください。除去されないと取り付けされますと、圧力調整器の弁部が故障し「出流れ」（後記）発生の原因になります。
 - (3) 取付け部にパッキンが必要な場合は、取付け部のパッキンが正常であることを確認してください。パッキンが損傷している場合は、新品と交換してください。
 - (4) モンキーレンチまたはスパンナを用いて、取付ナット又は取付ネジを締め付けてください。この時、圧力計が見えやすい位置になるように取り付けてください。

6. 圧力の調整方法

▲警告

※容器弁を急激に開けると発火事故につながる危険があります。
※圧力調整ハンドルが、ゆるんでいる状態であることを確認してください。圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態でないと、一次側バルブを開いた時に、圧力調整器に過大な圧力がかかり、重大な人身事故が起こる危険があります。
※バルブを開くとき、体は圧力調整器に対して斜め前に位置し、圧力計の正面には絶対に立たないでください。
※容器の開閉は専用の容器開閉ハンドルを使用してください。
※容器開閉ハンドルは容器に取り付けたままにしておき、緊急の場合、すぐに閉じることが出来るようにしておいてください。
※各バルブ、圧力調整ハンドル等の操作は急激に行わないでください。また、バルブを開ける場合は、その開けようとするバルブの下流側のバルブが閉じていることを確認し、上流側より順次ガスを供給するようにしてください。
※圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態であるにもかかわらず、二次側圧力計の指針が上がっていく場合があります。これは出流れという非常に危険な故障です。ただちに、容器バルブを閉じ、圧力調整器内のガスを放出し、圧力調整器を取り外し、速やかに当社または当社サービス店にご連絡ください。

- (1) 圧力調整器、継手、配管等が確実に接続されているかを確認してください。
- (2) 一次側、二次側バルブ等が閉じられているか確認してください。
- (3) 不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージを充分行ってください。
- (4) 圧力調整器内部が十分にバージ、真空引きができましたら圧力調整ハンドルを、左に回しゆるんでいる状態（圧力調整ハンドルを、左右に回すと空回りする状態）であるか確認してください。（設定式を除く）
- (5) 一次側バルブをゆっくり開き、一次側圧力計の指針が止まるのを確認します。その後各バルブを全開にしてください。
- (6) 一次側バルブを開いた後、二次側のバルブが閉止状態の時に、二次側圧力計の指針が上がらない、又は安全弁よりガスが洩れないことで当製品が出流れを起こしていないか確認してください。

- (7) 圧力調整器の圧力調整ハンドルを右に回してゆくと、二次側圧力計の指針が上がっていきます。ご希望の圧力の位置に指針が止まるように圧力調整ハンドルを少しづつ回してください。（設定式を除く）

7. 洗れチェック

▲警告

※各機器をガス洗れ状態のまま使用しますと、重大な人身事故が起こることがあります。特に、圧力調整器のカバー、圧力計等ねじ込み部及び安全弁からの洗れが発見されたら、ただちに使用を中止し、すみやかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※安全弁のセット圧力は変えないでください。安全弁は、出流れその他で出口圧力が異常に上昇した場合、作動します。出荷時にセットされた値を変えると、重大な人身事故につながります。

- (1) 出口弁を閉じ、圧力調整器の一次側より不活性ガス（高純度N₂ガス等）を入れてください。この時、実ガスでは絶対に行わないでください
- (2) 圧力調整ハンドルを右に回して二次側圧力を使用圧力に調整した後、圧力調整ハンドルをゆるんでいる状態にしてください。
- (3) 圧力調整器及び各接続部に検知液（ヌープ等）を塗布し、洗れがないことを確認してください。
- (4) 容器弁を閉じて2～5分待ってください。
- ①もし一次側圧力計の針が下がったら、一次側でガスが洗れています。
例：容器弁との接続箇所、入口継手、一次側圧力計の所
- ②もし二次側圧力計の針が下がったら、二次側でガスが洗れています。
例：継手、二次側圧力計の所
- ③もし一次側圧力計の針が下がり、同時に二次側圧力計の針が上がった場合、圧力調整器の弁部でガスが洗れています。（出流れ）
- ④洗れが発見されたら、ガスを抜いた状態で締付部の増し締め等を行い、再度洗れのないことを確認してから使用してください。
又、修理が必要な場合は、当社または当社サービス店にご連絡ください。
- ⑤洗れチェックが完了すれば、入口弁を開け圧力セッティングをして作業を開始してください。
- ⑥ 使用中、休憩その他のためにガスの使用を一時中止するときは、装置等のバルブだけでなく、容器のバルブも閉じてください。

8. 作業終了

(1) 各バルブを閉じてください。

- (2) 出口弁を開き、圧力計の指針が0になるまで安全な方法でガスを放出してください。毒性ガス、可燃性ガスの場合は、除外装置で処理をしてください。
- (3) すべてのバルブは閉じてください。
- (4) 圧力調整ハンドルを左に軽くなるまで回して、ゆるんだ状態にしてください。
- (5) 各バルブが完全に閉まっていることを確認するため、2～3分後圧力計をチェックしてください。
- (6) チェック終了後、使用ガスが調整器内部に残らないよう、不活性ガス（高純度N₂ガス等）によるバージや真空引きを十分に行ってください。

9. 保管

- (1) 長期間、使用しない場合は、不活性ガス（高純度N₂ガス等）により圧力調整器内部を置換し容器から外して保管してください。
- (2) 保管中は、圧力調整器を不活性ガス雰囲気のポリエチレン袋等に入れ密閉保管してください。圧力調整器内部に大気中の水分等を接触させないようにしてください。

10. 保守点検

▲注意

安全および性能維持のため、保守点検は必ず行ってください。
保守点検を怠りますと重大な人身事故が起こることがあります。

- (1) 自主点検
- (2) 日常点検
原則として、以下の項目について一日一回始業時に必ず行ってください。
 - ① 外観検査
 - ② 外部漏れ 『7. 洗れチェック』
 - ③ 出流れ（弁リーケ） 『7. 洗れチェック』

2) 定期点検

当製品はダイアフラム、Oーリング等のゴム製品が使用されています。
ゴム製品は長い間には劣化が起こります。作業環境、作業頻度に応じて、1年を目安に以下の項目について必ず行ってください。

定期点検は、日常点検の項目に加え、次の点検を行ってください。

① 使用圧力範囲の確認

装置内にガスを供給し、圧力調整ハンドルを右方向へ回し、三次減圧弁の最高使用圧力までの設定が正常に行えるか確認してください。また、最高使用圧力以下で逃げ弁が作動し、漏れがないかを確認してください。

② 一次側圧力の低下有無の確認

使用状態でガスを流し、一次側圧力計が低下しないか確認してください。圧力の低下がある場合、入口側のフィルタの目詰まりの可能性があります。

③ 圧力調整ハンドルの操作性が重くなったとき、または、定期的にグリース状の潤滑剤をネジ部に塗布してください。使用頻度が激しい場合はネジ部が磨耗し操作不能となることがあります。その場合は、圧力調整ハンドルの交換及び当製品の修理が必要となっております。

④ メーカー一点検

製造年月から7年を超えるものは、必ずメーカーの点検または交換をお願いいたします。未使用で長期保管されていたものについても同様にお願いいたします。

11. 修理

▲ 危険

※下記の故障が確認された場合や、本取扱説明書に記載されていない現象が発生した場合ならびに、ご不明な点がある場合は、ただちに、当社または当社販売サービス店にご連絡ください。

※機器は使用者が分解修理、改造等を行うと重大な人身事故発生の原因になりますので絶対しないようにお願ひいたします。

※修理をご依頼される時は、不活性ガス（高純度N₂ガス等）でのバージ・真空排気等で危険なガスをできるだけ残さないようにしてから機器を取り外しボリエチレン袋等に入れて修理をご依頼ください。

① 出流れ。（安全弁が作動する。）

② 入口圧力が供給されているにもかかわらず、一次側および二次側圧力計の指針が上がらない。

③ 圧力調整ができない。

④ ガスを流すと「キーン」という音がする。

⑤ 圧力調整器からガスが漏れる。

⑥ 圧力計が破損している。

⑦ 安全弁が作動する。

⑧ ガスが流れない。

※修理をご依頼の際には、次の事項についてお知らせください。

この事項は、修理を安全かつ迅速に行うため、および原因追及のため必要になりますのでご協力ください。

・型式

・機器番号（通常本体入口の下側に刻印されています。）

・使用ガス：ガス名

ガスの性質（毒性・可燃性・腐食性・それ以外）

（混合ガスの場合、ガスの成分および比率をお知らせください。）

・使用圧力：一次側圧力(MPa)・二次側圧力(MPa)

・流量：L/min(標準状態)・m³/h(標準状態)

・使用期間：何年・何ヶ月・何日・未使用

・使用用途および使用状況

・修理品受け渡しの際、毒性ガスの場合、不活性ガスにて置換されているか。

・故障内容：（例として、修理①～⑦の事項）

その他、使用時の操作手順および一次側・二次側の圧力計の状態等

また、「おかしい？」と思われた点をお知らせください。

■ 保証

保証期間

製造から24ヶ月以内に不具合が生じた場合、無償にて修理交換いたします。
但し、腐食性ガス用機器は6ヶ月保証になります。

（圧力計については仕入れ商品のため12ヶ月保証になります。）

但し、下記事項での保証については、ご容赦ください。

① ユーザー様の不注意または、不法行為により不具合となった場合。

② ヤマト産業(株)でない部品を使って修理した場合。

③ 作業時に用いた材料・ガス等に欠陥があった場合。

1 お取扱店さま

2 弊社営業所

札幌 TEL (011) 758-2223

つくば TEL (029) 823-0071

東京 TEL (03) 6372-1687

大阪 TEL (06) 6751-5101

広島 TEL (082) 823-8205

仙台 TEL (022) 388-6466

上尾 TEL (048) 720-5679

名古屋 TEL (052) 331-4147

四国 TEL (087) 885-2478

小倉 TEL (093) 533-8910